報　道　発　表

平成２７年３月４日
函　館　税　関

函館税関における知的財産侵害物品の差止状況等

平成２６年における函館税関管内の輸入差止実績は、中国からの意匠権侵害疑義物品が１件（216 点）でした。

これ以外に、空港で入国した旅客が、任意に所有権を放棄した事案がありました。

《輸入差止事例》

平成２６年６月、中国からコンテナを利用した海上貨物として、富士工業が所有する意匠権を侵害するおそれのある釣竿用導糸環（釣竿に付されたもの）216 点が輸入申告され、知的財産侵害疑義物品として輸入を差止めました。